

第1期片品村障害者計画
第7期片品村障害福祉計画
第3期片品村障害児福祉計画

令和6年 3月
片品村

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定に向けた指針	4
第2章 片品村の障害者を取り巻く現状	6
1. 統計データからみる片品村の現状	6
2. 福祉サービスの利用状況	11
3. 成果目標の実績状況	18
第3章 計画の基本的な方向性	22
1. 基本理念	22
2. 基本的な方向性	23
第4章 第1期障害者計画	25
1. 施策の体系	25
2. 施策の展開	26
1 安心できる保健・医療・福祉体制の充実	26
2 障害児者の社会参加の促進	27
3 障害児者が生活しやすいまちづくりの推進	29
第5章 第7期障害福祉計画	31
1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定	31
2. 障害福祉サービス等の見込量と方策	38
第6章 第3期障害児福祉計画	49
1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定	49
2. 障害児福祉サービス等の見込量と方策	50
第7章 計画の推進にあたって	53
1. 計画を推進するネットワークの構築	53
2. 計画の推進体制	53

第1章 計画策定の背景・趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

本村では、「ノーマライゼーションの8つの原則」に基づいて、障害者が生きがいを持ち、自立して生活できる地域を目指して、令和3年度に策定した「第1期片品村障害者計画・第6期片品村障害福祉計画・第2期片品村障害児福祉計画」に基づき、障害福祉施策を推進してきました。

近年我が国では、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化・高度化しており、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるよう、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

また、令和3年には「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が施行される等、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。さらに、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年に施行が予定されている「障害者総合支援法」の改正等、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

このような状況の中、本村では、「第6期片品村障害福祉計画・第2期片品村障害児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障害のある人のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、新たな計画を策定することとしました。

なお、「第1期片品村障害者計画」は計画期間が6年間（令和3年度から令和8年度）であることから内容に変更はありません。新たな障害福祉計画・障害児福祉計画は、「第1期片品村障害者計画」と調和を図りながら一体的に策定することとし、新計画は「第7期片品村障害福祉計画・第3期片品村障害児福祉計画」といたします。

【近年の国の主な動向】

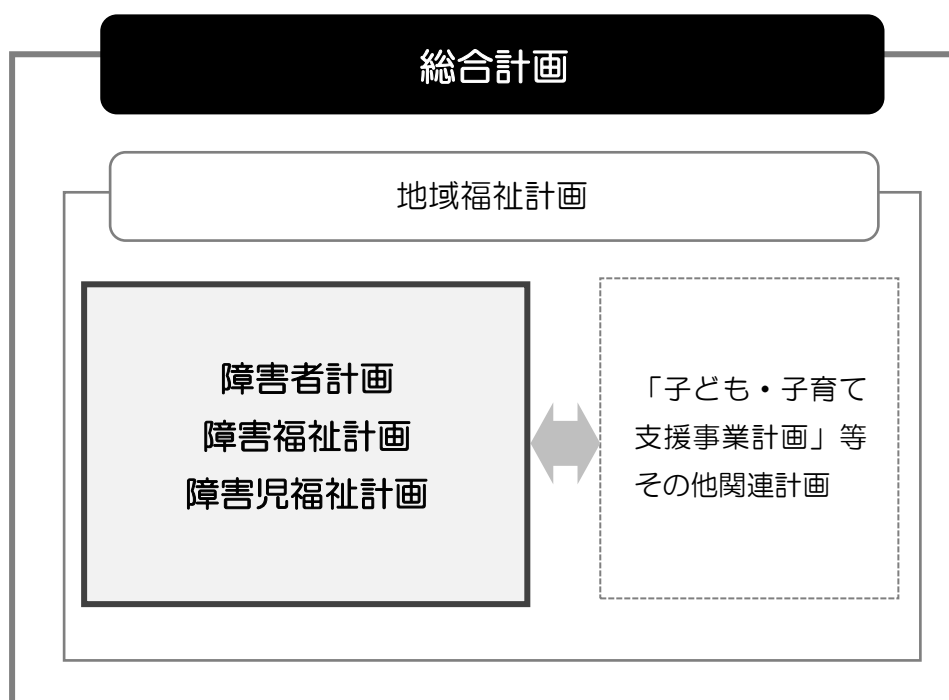
時期	法律・制度	概要
平成30年	第4次障害者基本計画の策定	・社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進する方向性を示す
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を示す
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進
令和元年	読書バリアフリー法の施行	・障害の有無に関わらず全ての住民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けられるよう、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的・計画的に推進
令和2年	【改正】障害者雇用促進法の施行	・障害者活躍推進計画策定を義務化（地方公共団体）等
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改正（令和6年施行予定）	・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化等
	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害のある人が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
	障害者総合支援法等の一括改正（令和6年施行予定）	・障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取り組みの一層の推進等が盛り込まれる
令和5年	第5次障害者基本計画の策定	・障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる支援等を示す

2. 計画の位置付け

障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、国の障害者基本計画に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

障害福祉計画と障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の 1 に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」）に即して、本村における障害福祉サービスと障害児サービスに係るサービス見込量及びその確保方策について定めるものとなります。

また、本計画は、「総合計画」と「地域福祉計画」を上位計画として位置付けるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」等その他の各種関連計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、「第1期障害者計画」は令和8年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は令和8年度までの3年間とします。

また、国や群馬県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	第4次/後期基本計画（令和3年度～令和7年度）					
地域福祉計画	第3次 (平成30年度～令和4年度)		第4次（令和5年度～令和9年度）			
障害者計画	第1期（令和3年度～令和8年度）					
障害福祉計画	第6期（令和3年度～令和5年度）			第7期（令和6年度～令和8年度）		
障害児福祉計画	第2期（令和3年度～令和5年度）			第3期（令和6年度～令和8年度）		

4. 計画策定に向けた指針

1) 第1期障害者計画について

本計画については、令和8年度までの6年間の計画であることから、現行計画の取り組みを継続していくことを基本とします。

2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画について

本計画の新たな基本指針については、主に以下の内容について見直しが行われました。

【基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

資料：社会保障審議会障害者部会（第135回）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要（案）

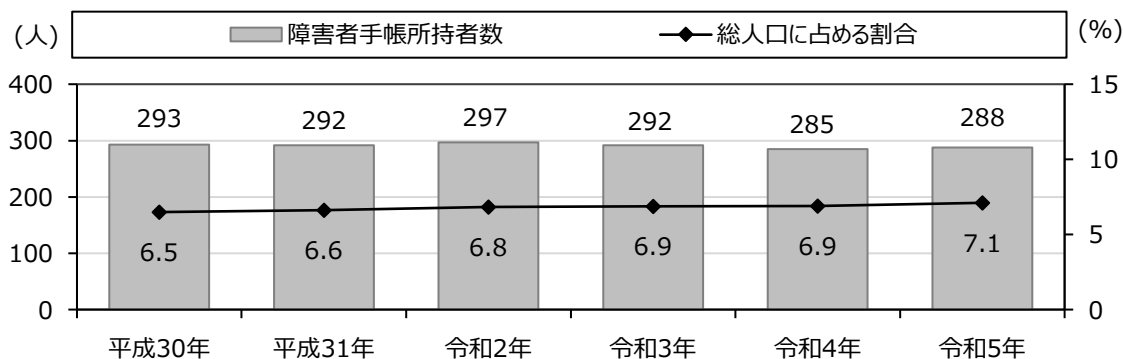
第2章 片品村の障害者を取り巻く現状

1. 統計データからみる片品村の現状

1) 障害者手帳所持者数全体と人口に占める割合の推移

障害者手帳所持者数全体の推移をみると、令和5年では前年と比べ増加し288人となっています。また、人口に占める割合の推移をみると、近年微増傾向がみられ、令和5年では7.1%となっています。

【全障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移】

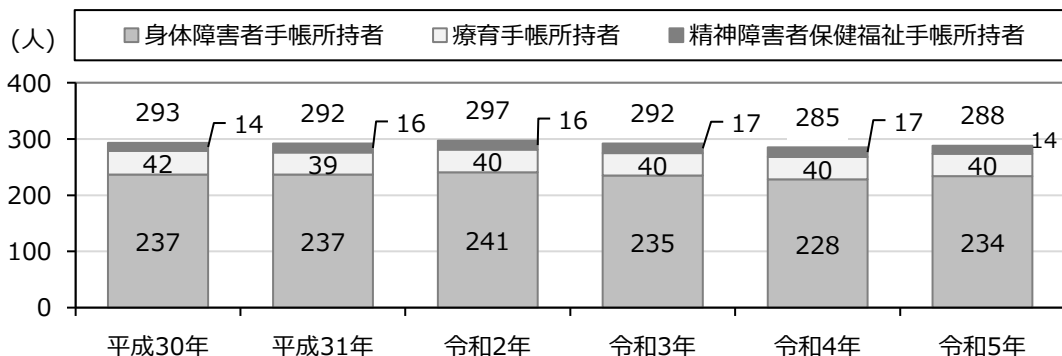


資料：保健福祉課（各年4月1日）

2) 障害者手帳区分別所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ増加し234人となっています。療育手帳所持者数の推移をみると、令和2年以降横ばいが続き、令和5年では40人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年では前年と比べ減少し14人となっています。

【障害者手帳区分別所持者数の推移】

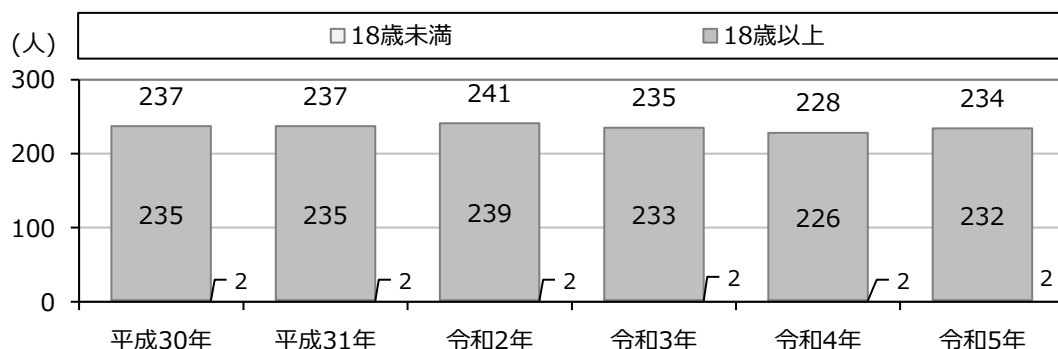


資料：保健福祉課（各年4月1日）

3) 身体障害者手帳所持者数の推移

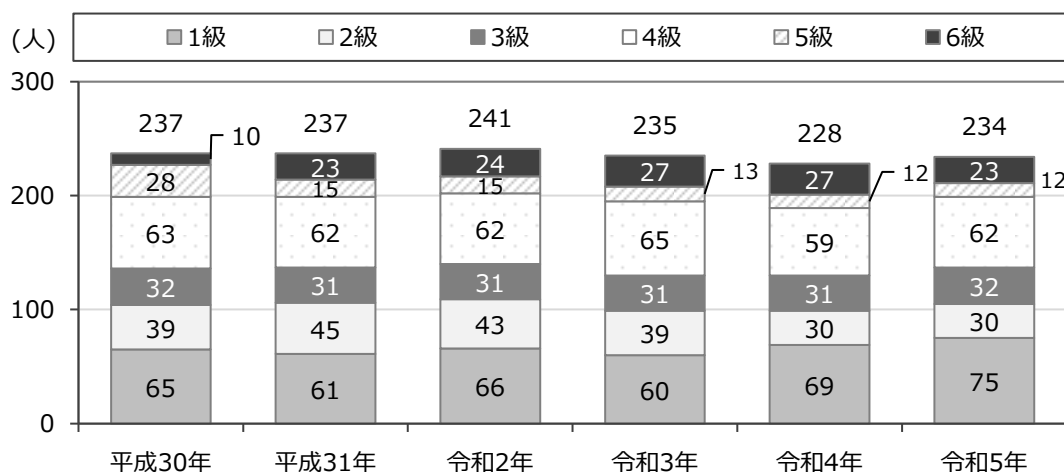
身体障害者手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳以上が大半を占め、令和5年では前年と比べ増加し232人となっています。18歳未満では横ばい傾向が続き、2人で推移しています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】



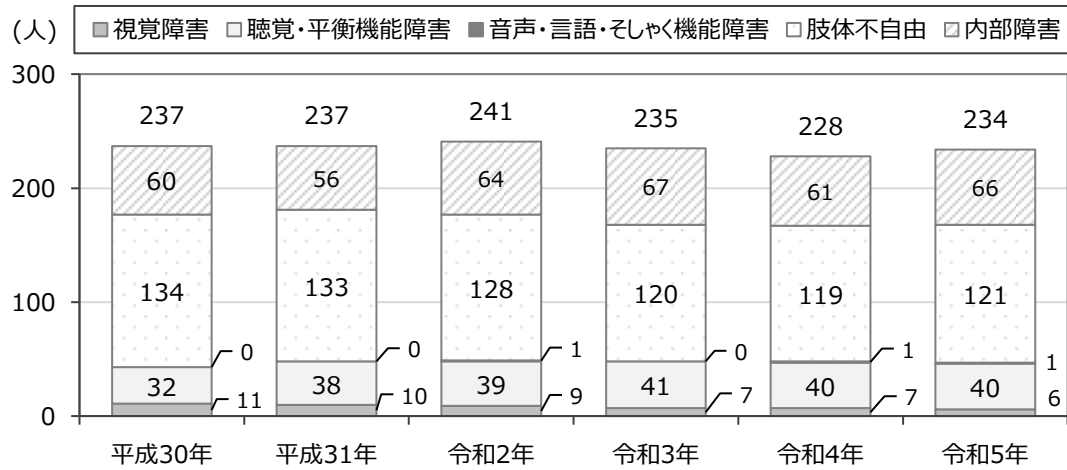
等級別の推移をみると、1級が最も多く、令和4年以降増加し、令和5年では75人となっています。次いで4級が多く、令和5年では前年と比べ増加し62人となっています。また重度（1、2級）の障害者は、令和5年では105人で、全体に占める割合は44.9%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



障害種別の推移をみると、肢体不自由が最も多く、近年減少傾向が続いていた中、令和5年では前年と比べ増加し121人となっています。次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害が多く、令和5年では内部障害が66人、聴覚・平衡機能障害が40人となっています。

【障害種別身体障害者手帳所持者数の推移】

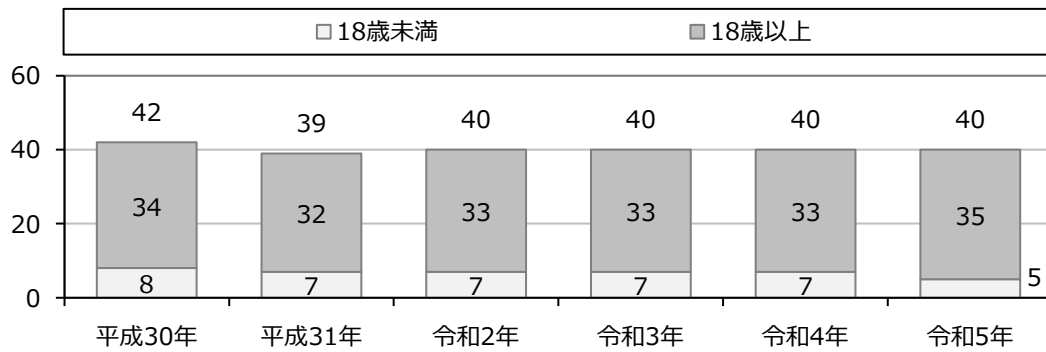


資料：保健福祉課（各年4月1日）

4) 療育手帳所持者数の推移

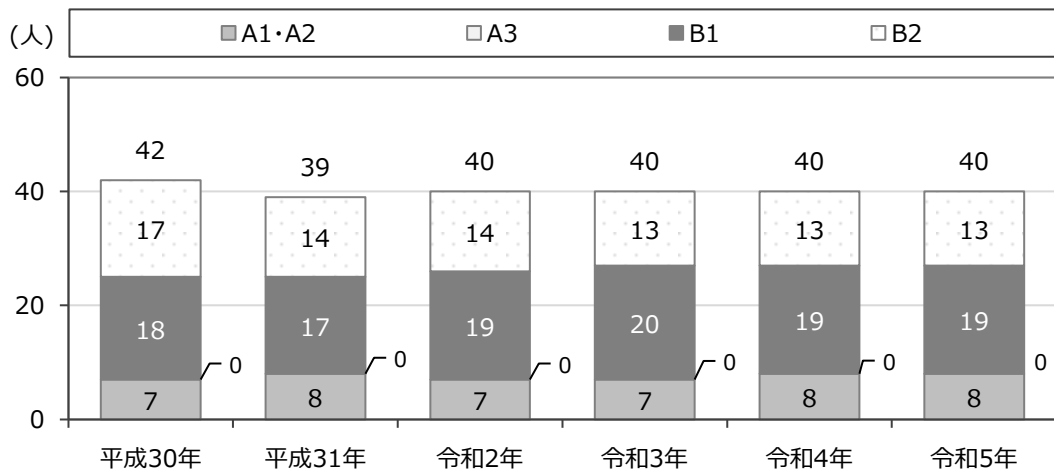
療育手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳以上が多く、令和5年では前年と比べ増加し35人となっています。18歳未満では近年横ばいが続いていた中、令和5年では前年と比べ減少し5人となっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



障害程度別の推移をみると、いずれも令和4年以降横ばいとなっており、令和5年では最も多いB1が19人、次いで多いB2が13人となっています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】

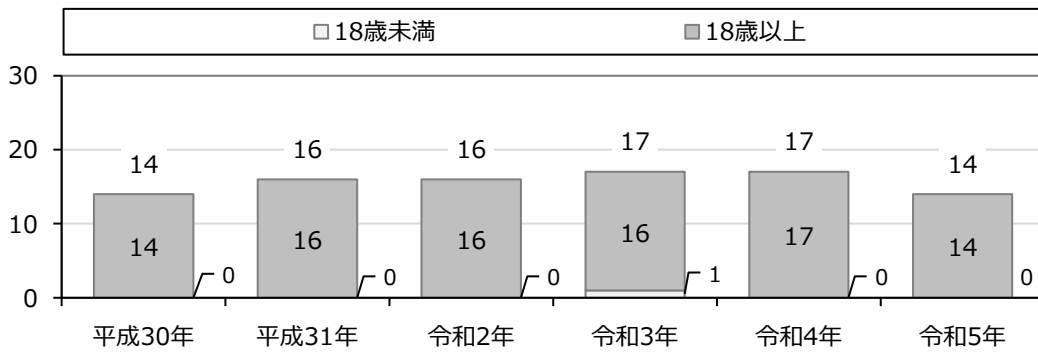


資料：保健福祉課（各年4月1日）

5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

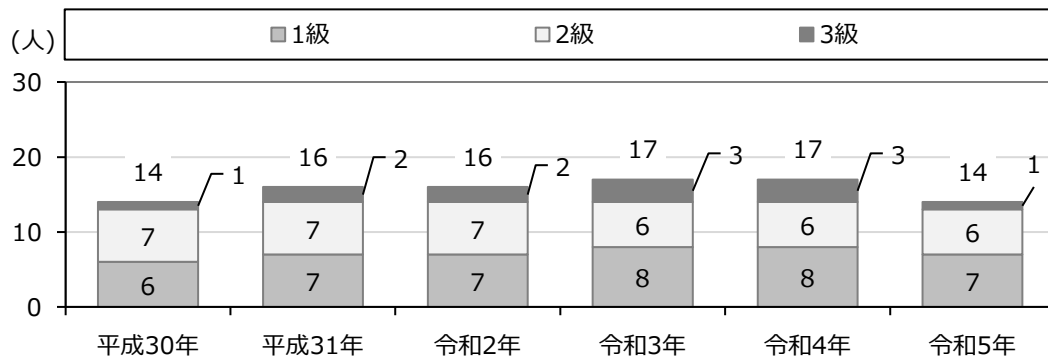
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳以上が大半を占め、令和5年では前年と比べ減少し14人となっています。18歳未満では令和4年以降0人となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



等級別の推移をみると、令和3年以降1級が最も多く、令和5年では前年と比べ減少し7人となっています。次いで2級が多く、令和3年以降6人で推移しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：保健福祉課（各年4月1日）

2. 福祉サービスの利用状況

1) 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、令和3～4年度では延利用時間が計画値を上回り、令和5年度では利用者が1人増となったことにより、延利用時間ともに計画値を上回りました。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	利用者数 ／月	計画値				4人	4人	4人
		実績値	3人	3人	4人	4人	4人	5人
	延利用時間 ／月	計画値				22時間	22時間	22時間
		実績値	32時間	37時間	23時間	24時間	24時間	32時間

(2) 日中活動系サービス

生活介護については、令和3年度以降、利用者数と延利用日数がともに計画値を上回り、月間8人の利用と176人日の延利用日数で推移しています。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○生活介護	利用者数 ／月	計画値				7人	7人	7人
		実績値	8人	7人	7人	8人	8人	8人
	延利用日数 ／月	計画値				154人日	154人日	154人日
		実績値	176人日	154人日	154人日	176人日	176人日	176人日
○自立訓練 (機能訓練)	利用者数 ／月	計画値				0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 ／月	計画値				0人日	0人日	0人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
○自立訓練 (生活訓練)	利用者数 ／月	計画値				0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 ／月	計画値				0人日	0人日	0人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

就労移行支援については、令和4年度以降、利用者数が計画値を上回り、月間2人の利用と40人日の延利用日数で推移しています。

短期入所(福祉型)については、令和5年度では利用者数が1人増となったことにより、延利用日数ともに計画値を上回りました。

就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、療養介護については、利用者数・延利用日数ともに概ね計画値通りに推移しています。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○就労移行支援	利用者数 /月	計画値				1人	1人	1人
		実績値	1人	1人	1人	1人	2人	2人
	延利用日 数/月	計画値				20人日	20人日	20人日
		実績値	18人日	20人日	20人日	20人日	40人日	40人日
○就労継続支援 (A型)	利用者数 /月	計画値				1人	1人	1人
		実績値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日 数/月	計画値				22人日	22人日	22人日
		実績値	22人日	22人日	22人日	22人日	22人日	22人日
○就労継続支援 (B型)	利用者数 /月	計画値				7人	7人	7人
		実績値	3人	5人	6人	8人	7人	7人
	延利用日 数/月	計画値				140人日	140人日	140人日
		実績値	75人日	101人日	146人日	135人日	130人日	140人日
○就労定着支援	利用者数 /月	計画値				1人	1人	1人
		実績値	-	1人	1人	1人	1人	0人
○療養介護	利用者数 /月	計画値				2人	2人	2人
		実績値	2人	2人	2人	2人	2人	2人
○短期入所 (福祉型)	利用者数 /月	計画値				1人	1人	1人
		実績値	1人	2人	1人	1人	1人	2人
	延利用日 数/月	計画値				18人日	18人日	18人日
		実績値	18人日	36人日	18人日	15人日	15人日	20人日
○短期入所 (医療型)	利用者数 /月	計画値				0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日 数/月	計画値				0人日	0人日	0人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(3) 住宅系サービス

共同生活援助については、令和3年度以降、利用者数が計画値を上回り、月間10～11人の利用で推移しています。

施設入所支援については、平成31年度以降、月間5人の利用で推移しています。

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○自立生活援助	利用者数 /月	計画値	0人			0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人
○共同生活援助	利用者数 /月	計画値	7人			7人	7人
		実績値	7人	8人	7人	10人	11人
○施設入所支援	利用者数 /月	計画値	5人			5人	5人
		実績値	6人	5人	5人	5人	5人

(4) 相談系サービス

計画相談支援については、令和3年度以降、概ね計画値に沿った利用で推移しています。

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○計画相談支援	利用者数 /月	計画値	6人			6人	6人
		実績値	4人	5人	6人	6人	6人
○地域移行支援	利用者数 /月	計画値	0人			0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人
○地域定着支援	利用者数 /月	計画値	0人			0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人

2) 地域支援事業

(1) 必須事業

基幹相談支援センター等機能強化事業については、実施ありの状況で推移しています。

成年後見制度利用支援事業については、令和3年度以降利用者数が計画値を下回り、利用がない状況で推移しています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和3年度以降利用件数が計画値を下回り、年間1件の利用で推移しています。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	計画値	—			無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○自発的活動支援事業	実施の 有無	計画値	—			無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○障害者相談支援事業 ①基幹相談支援センター	設置箇所 数	計画値	—			1箇所	1箇所	1箇所
		実績値	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
○障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の 有無	計画値	—			有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
○障害者相談支援事業 ③住宅入居等支援事業	実施の 有無	計画値	—			無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○成年後見制度 利用支援事業	利用者数 /月	計画値	—			1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	1人	0人	0人	0人
○成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	計画値	—			無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○意思疎通支援事業 ①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用件数 /年	計画値	—			3件	3件	3件
		実績値	3件	5件	0件	1件	1件	1件
○意思疎通支援事業 ②手話通訳者設置事業	配置人数 /年	計画値	—			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人

介護・訓練支援用具と在宅療養等支援用具については、令和3年度からの3年間で1件の利用があり、自立生活支援用具と情報・意思疎通支援用具については、令和3年度以降、利用がない状況で推移しています。

排泄管理支援用具については、内部障害が増えていることから、平成30年度以降給付件数が増加しており、計画値を上回って推移しています。

移動支援事業については、令和3年度以降利用者数が計画値を下回り、月間1～2人の利用がある状況で、月間延利用時間では令和3年以降9～13時間で推移しています。

地域活動支援の村外利用については、年間利用箇所数と月間利用者数がともに計画値を下回って推移しています。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
○日常生活用具給付等 事業 ①介護・訓練支援用具	給付件数 /年	計画値	/			0件	0件	0件	
		実績値	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
○日常生活用具給付等 事業 ②自立生活支援用具	給付件数 /年	計画値	/			1件	1件	1件	
		実績値	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
○日常生活用具給付等 事業 ③在宅療養等支援用具	給付件数 /年	計画値	/			0件	0件	0件	
		実績値	0件	0件	0件	1件	0件	0件	
○日常生活用具給付等 事業 ④情報・意思疎通支援 用具	給付件数 /年	計画値	/			1件	1件	1件	
		実績値	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
○日常生活用具給付等 事業 ⑤排泄管理支援用具	給付件数 /年	計画値	/			130件	130件	130件	
		実績値	128件	124件	130件	159件	137件	150件	
○日常生活用具給付等 事業 ⑥居宅生活動作補助用 具	給付件数 /年	計画値	/			0件	0件	0件	
		実績値	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
○手話奉仕員養成研修 事業	講習修了 者数/年	計画値	/			0人	0人	0人	
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
○移動支援事業	利用者数 /月	計画値	/			3人	3人	3人	
		実績値	0人	1人	2人	1人	1人	2人	
	延利用時 間/月	計画値	/			10時間	10時間	10時間	
		実績値	0時間	3時間	9時間	9時間	11時間	13時間	
○地域活動 支援 センター	村内利用	利用箇所 数/年	計画値	/			0箇所	0箇所	0箇所
			実績値	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数 /月	計画値	/			0人	0人	0人
			実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	村外利用	利用箇所 数/年	計画値	/			2箇所	2箇所	2箇所
			実績値	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数 /月	計画値	/			3人	3人	3人
			実績値	3人	3人	3人	1人	1人	1人

(2) 任意事業

自動車改造補助事業については、令和4年度に1件の利用がありました。

		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
○日中一時支援事業	利用者数 /年	計画値	/			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○日中一時支援事業（登録介護者事業・サービスステーション事業）	利用者数 /年	計画値	/			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○自動車免許取得補助事業	利用者数 /年	計画値	/			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○自動車改造補助事業	利用件数 /年	計画値	/			1件	1件	1件
		実績値	0件	0件	1件	0件	1件	0件
○医療的ケア事業	利用者数 /年	計画値	/			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3) 障害児福祉サービス

(1) 訪問系サービス

児童発達支援については、令和3年度では月間2人の利用が、令和5年度では月間4人で27人日の延利用日数の利用があり、計画値を上回っています。

		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
○児童発達支援	利用者数 /月	計画値	/			1人	1人	1人
		実績値	0人	2人	1人	2人	1人	4人
	延利用日 数/月	計画値	/			18人日	18人日	18人日
		実績値	0人日	26人日	15人日	7人日	4人日	27人日
○医療型児童発達支援	利用者数 /月	計画値	/			0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日 数/月	計画値	/			0人日	0人日	0人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

放課後等デイサービスについては、令和3年度以降、利用者数と延利用日数がともに計画値を下回り、月間4人の利用と63～67人日の延利用日数で推移しています。

保育所等訪問支援については、令和3年度以降、月間1～3人の利用と1～3人日の延利用日数で推移しています。

障害児相談支援については、令和4年度以降計画値を上回り、月間3人の利用で推移しています。

コーディネーターの配置については、令和3年度以降1人の配置で推移しています。

			平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○放課後等デイサービス	利用者数 ／月	計画値				5人	5人	5人
		実績値	5人	4人	5人	4人	4人	4人
	延利用日 数／月	計画値				90人日	90人日	90人日
		実績値	56人日	56人日	87人日	63人日	63人日	67人日
○保育所等訪問支援	利用者数 ／月	計画値				2人	2人	2人
		実績値	3人	2人	1人	1人	2人	3人
	延利用日 数／月	計画値				2人日	2人日	2人日
		実績値	3人日	2人日	1人日	1人日	2人日	3人日
○居宅訪問型児童発達 支援	利用者数 ／月	計画値				0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日 数／月	計画値				0人日	0人日	0人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
○障害児相談支援	利用者数 ／月	計画値				2人	2人	2人
		実績値	2人	2人	3人	2人	3人	3人
○コーディネーターの 配置	配置数／ 年	計画値				0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人	1人	1人	1人

3. 成果目標の実績状況

1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の中で地域生活への移行者はいませんでした。

項目		計画値	実績値	備考
令和元年度末時点の施設入所者 (A)		-	5人	令和元年度末時点の入所者数
令和5年度末	施設入所者 (B)	5人	5人	令和5年度の利用人員見込み
	【目標】 地域生活移行者の増加	0人	0人	(A)のうち、令和5年度までに地域生活に移行する人の目標値
		0%	0%	
	【目標】 施設入所者の削減	0人	0人	差引減少見込み数 (A) - (B)
0%		0%		

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、活動目標の計画値をやや下回るものの協議の場を1回開催し、目標設定・評価を行いました。また、協議の参加者数は計画値通り20人でした。

【活動目標】

項目		計画値	実績値	備考
令和5年度末	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	1回	令和5年度の開催回数
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	令和5年度の参加者数
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	1回	令和5年度の実施回数

3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、計画通り、利根沼田広域圏において、地域生活支援拠点の活用方法等の機能面の整備を進めています。

運用状況の検証及び検討についても、部会を1回開き、運用状況の検証・検討を行いました。

【成果目標】

項目	計画としての考え方	令和5年末・実績状況
地域生活支援拠点の整備	利根沼田広域圏において整備し、障害者（児）の重度化や高齢化等「親亡き後」も見据え、障害者（児）の地域生活を支援する機能を備えている。令和2年8月1日より実施している。	地域生活支援拠点の活用方法や緊急時対応の流れ、利用方法の確認等利用者の為の機能面の整備を進めている。
運用状況の検証及び検討	利根沼田自立支援協議会において、検証及び検討を年1回以上実施する。	部会を開き、検証及び検討を1回行った。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、令和5年度末時点でいずれも0人の状態でした。

【成果目標】

項目	計画値	実績値	備考	
令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	-	0人	令和元年度末の人数	
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	-	0人	令和元年度末の人数	
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	-	0人	令和元年度末の人数	
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	-	0人	令和元年度末の人数	
令和5年度末	【目標】令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	0人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和元年度実績の1.27倍以上
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	0人	令和元年度実績の1.30倍以上
	うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	0人	令和元年度実績の1.26倍以上
	うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	0人	令和元年度実績の1.23倍以上
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	0人	0人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割
	就労定着支援事業所の就労定着率	0%	0%	8割以上の事業所を全体の7割以上

5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、利根沼田圏域において令和5年10月に開所し、利根沼田地域の子どもたちへの療育支援力向上のための体制づくりが整いました。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、令和2年から利用できる体制が整っており、年1回の検証・検討を行いました。また医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、利根沼田圏域において1名を配置しました。

【成果目標】

項目	計画としての考え方	令和5年度末・実績状況
児童発達支援センターの設置	利根沼田圏域における事業実施を進める。	利根沼田圏域において令和5年10月1日に開所。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	利根沼田自立支援協議会において、検証及び検討を年1回以上実施する。	保育所等訪問支援は既に体制が整っている。 また、利根沼田地区で医療的ケア支援事業を立ち上げており、必要に応じ各事業所に看護師を派遣することが可能となっている。
主に重症心身障害を支援する児童発達支援事業、及び放課後等デイサービス事業		
医療的ケア児支援のために関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	利根沼田圏域において、設置に向けての検討を進める。	利根沼田圏域において、コーディネーター1名を配置済。

活動目標については、支援プログラム等の受講者数等いずれも0人でした。

【活動目標】

	項目	計画値	実績値	備考
令和5年度末	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	令和5年度の受講者数
	ペアレントメンターの人数	0人	0人	令和5年度的人数
	ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	令和5年度の参加人数

※ペアレント・プログラムとは、主に発達障害の子どもを持つ保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けプログラムのことです。また、ペアレントトレーニングとは、発達障害の子ども向けプログラムのことです。

※ペアレントメンターとは、発達障害児の子育て経験のある親で、その育児経験を活かし、子育てに不安のある親等に対して相談や助言を行う人のこと。

※ピアサポートとは、障害のある人等で、自らの経験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障害者等を支援し、ともに問題解決を図る人のことです。

6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、利根沼田広域圏において、総合的・専門的な相談支援の実施等を行いました。

【成果目標】

項目	計画としての考え方	令和5年度末・実績状況
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	利根沼田広域圏において実施し、基幹相談支援センターが機能を担う。	利根沼田広域圏において、総合的・専門的な相談支援の実施等を行う。

活動目標については、計画値を下回るものの、専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みを行いました。

【活動目標】

	項目	計画値	実績値	備考
令和5年度末	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	10件	令和5年度の指導・助言件数
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	10件	令和5年度の支援件数
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回	10回	令和5年度の実施回数

7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築については、計画通り、障害福祉サービス等に係る各種研修へ1人の参加を行いました。

【成果目標】

項目	計画としての考え方	令和5年度末・実績状況
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制	障害福祉サービス等に係る県等が実施する各種研修等への参加。	活動目標の計画値通りに、各種研修等への参加を行う。

【活動目標】

	項目	計画値	実績値	備考
令和5年度末	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	令和5年度の参加人数
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	0回	令和5年度の共有回数

第3章 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

本計画では、障害者基本法の理念を踏まえ、前期計画に引き続き「ノーマライゼーションの8つの原則」の実現に向け、障害者が生きがいをもち、自立して生活できる地域を目指します。

『ノーマライゼーションの8つの原則』

◇ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム

朝ベッドから起きること。たとえ君に重い知的障害があり、身体障害者であっても、洋服を着ること。そして家を出、学校か、勤めに行く。ずっと家にいるだけではない。朝、君はこれからの一日を思い、夕方、君は自分のやり遂げたことをふりかえる。

一日は終わりなく続く単調な24時間ではない。君はあたりまえの時間に食べ、普通の洋服を着る。幼児ではないなら、スプーンだけで食べたりはしない。ベッドではなく、ちゃんとテーブルについて食べる。職員の都合で、まだ日の暮れぬうちに夕食をしたりはしない。

◇ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム

君は自分の住まいから仕事場に行き働く。そして、別の所に遊びに行く。週末には楽しい集いがある。そして月曜日にはまた学校や職場に行く。

◇ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム

決まりきった毎日に変化をつける長い休みもある。季節によってさまざまな食事、仕事、行事、スポーツ、余暇の活動が楽しめる。この季節の変化のなかでわたし達は豊かに育てられる。

◇ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること

子供の頃は夏のキャンプに行く。青年期にはおしゃれや、髪型、音楽、異性の友達に興味を持つ。大人になると、人生は仕事や責任でいっぱい。老年期はなつかしい思い出と、経験から生まれた知恵にあふれる。

◇ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること

大人は、好きなところに住み、自分にあった仕事を自分で決める。家にいてただテレビを見ていないで、友達とボウリングに行く。

◇ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと

子供も大人も、異性との良い関係を育む。十代になると、異性との交際に興味を持つ。そして大人になると、恋に落ち、結婚しようと思う。

◇ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること

誰もが、基本的な公的財政援助を受けられ、そのための責任を果たす。児童手当、老齢年金、最低賃金基準法のような保障を受け、経済的安定をはかる。自分で自由に使えるお金があって、必要なものや好きなものが買える。

◇ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

知的障害だからといって、20人、50人、100人の他人と大きな施設に住むことはない。それは社会から孤立してしまうことだから。普通の場所で、普通の大きさの家に住めば、地域の人達の中にうまくとけ込める。

バンクト・ニリエ『ノーマライゼーションの原理』(1969年)より

2. 基本的な方向性

国の障害者基本計画や基本指針をもとに、以下の6つを基本的な方向性とします。

方向性 1 差別の禁止

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

方向性 2 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

方向性 3 全ての障害を一元化した障害福祉サービスの提供

難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者も含め、障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

方向性 4 サービスの自己選択と自己決定の尊重

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

方向性 5 地域生活への移行と就労支援の充実

障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援のサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

方向性 6 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

エスディージーズ

SDGsの計画視点について

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGs（Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本村においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

▼本計画に関連するSDGsのゴール

3 すべての人に
健康と福祉を



目標3：全ての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4 質の高い教育を
みんなに



目標4：質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

8 働きがいも
経済成長も



目標8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

10 人や国の不平等
をなくそう



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する

11 住み続けられる
まちづくりを



目標11：住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

16 平和と公正を
すべての人に



目標16：平和と公正を全ての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第4章 第1期障害者計画

1. 施策の体系

1

安心できる保健・医療・福祉体制の充実

(1) 療育支援体制の充実

(2) 保健医療体制の充実

(3) 相談体制の充実

2

障害児者の社会参加の促進

(1) 教育の充実

(2) 就労に向けた支援の充実

(3) 生きがい活動の促進

3

障害児者が生活しやすいまちづくりの推進

(1) 在宅生活及び日中活動への支援の充実

(2) 防災・防犯の推進

(3) 障害に対する理解の浸透と権利擁護の推進

2. 施策の展開

1 安心できる保健・医療・福祉体制の充実



基本施策(1) 療育支援体制の充実

乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で、心身障害や発達の遅れ等について発見し適切な療育につなげることが重要なため、保護者に対する情報提供や理解促進に努めます。

また、ライフステージの変化に応じて切れ目のない一貫した支援を行えるよう、関係機関との連携を強化していきます。

主な事業

- 母親学級等を通じた健全な妊娠生活と健やかな子育ての普及啓発
- 各種健診の充実による障害の早期発見、早期療育相談、早期治療の促進
- 障害児の療育支援体制づくりの推進
- 障害のレベルに対応した相談等が受けられるような関係機関と連携強化

基本施策(2) 保健医療体制の充実

障害がある人が健康を維持して日常生活を送ることができるよう、医療機関等と連携し早期発見やリハビリ等が受けられる環境の整備に努めます。

また、適切な医療を受けられるよう、各種助成制度の周知などを行います。

主な事業

- 適切な医療とリハビリが受けられるような関係機関との連携強化
- 重度心身障害者医療費助成制度の周知
- 障害児の療育支援体制づくりの推進

基本施策(3) 相談体制の充実

障害のある人やその家族等が抱えている多様な悩みや問題に対して、身近な地域で気軽に相談できるよう、相談機能の充実を図ります。

また、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関の連携を充実します。

主な事業

- 相談機能の充実
- 関係機関・団体・福祉サービス事業者との連携・強化
- 包括的支援体制の充実

2 障害児者の社会参加の促進



基本施策(1) 教育の充実

障害のある子どもが、自分の能力を発揮し自分らしく生きていくためには、個に応じた適切な教育環境が重要なため、保育所や学校との連携を強化し個別支援や集団活動支援を推進します。

また、発達障害を含めた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、進路相談体制を充実します。

主な事業

- 保育所・学校の連携強化
- 特別支援教育の充実
- 発達障害を含めた、障害児の進路相談体制の充実

基本施策(2) 就労に向けた支援の充実

障害のある人が生きがいを持って社会参加できるよう、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供できるような体制について、広域で連携しながら充実します。

また、障害のある人が働き続けることができるよう、就労後のトラブルや悩みごとの相談に応じる体制を整備します。

主な事業

- 広域との連携等による、機能回復訓練、職業訓練体制の整備
- 広域的な連携による福祉作業所や村内外の事業所等、雇用の場の確保
- 就労相談体制の整備、職業訓練機会の充実

基本施策(3) 生きがい活動の促進

障害のある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、文化・芸術・スポーツ活動や地域社会との交流が行える機会を充実します。

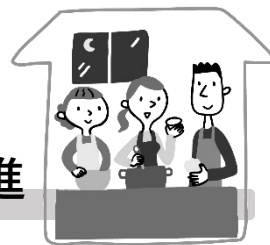
また、それらの活動に参加するための移動手段や、コミュニケーション支援についても体制を整備します。

さらに、障害者団体や家族団体の活性化に向けた支援を行います。

主な事業

- 障害者同士の交流やスポーツ・レクリエーション活動、地域社会との交流、ボランティア活動等への参加機会の充実
- 移送サービスの整備、公共交通機関の割引制度などの周知・普及等、障害者（児）が外出しやすい村づくり
- 点訳や手話などの意思疎通支援者の養成とコミュニケーションや外出支援等のボランティア活動の促進
- 身体障害者の会、知的障害者や精神障害者の親の会など障害者関係団体との連携とその支援
- 障害をもつ親の会を通じた相互の情報交換等の支援

3 障害児者が生活しやすいまちづくりの推進



基本施策(1) 在宅生活及び日中活動への支援の充実

障害のある人が自分らしく日々過ごせるよう、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付等、様々なサービスについて周知し、提供を行います。

また、必要に応じたサービスを提供するための計画を作成するなど、サービスの普及と利用促進に取り組みます。

主な事業

- 個々の対象者に応じたサービスの調整を行うケアマネジメント体制の整備
- 障害福祉サービス、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等、福祉制度の周知と活用の促進
- ホームヘルパー派遣やデイサービス、短期入所等の在宅サービスの充実
- 精神・知的障害者の生活訓練事業
- 常時介護が必要な障害のある人の日常生活の安定を確保するため、広域の調整のもとにサービスの整備・充実
- 障害者仕様の住宅の改築に関する相談と情報提供、住宅改善のための費用助成等、安心して暮らせる住まいづくりの支援
- 福祉施設入所者の地域生活への移行の支援

基本施策(2) 防災・防犯の推進

障害のある人等一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められるため、日ごろから名簿の作成や地域での連携を強化します。

また、災害時の情報伝達や避難誘導、避難所における生活等、障害のある人を想定した防災対策を推進します。

主な事業

- 災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者（児）名簿の作成
- 地域福祉体制の整備と民生委員・児童委員等との連携強化
- 緊急通報システムの導入の検討 ●要配慮者対策の推進

基本施策(3)

障害に対する理解の浸透と権利擁護の推進

共生社会の実現のためには、障害についての理解を深め誰もが尊重しあえることが重要であるため、学校や地域における啓発や適切な情報提供を行うほか、村職員が合理的配慮に基づいた行動に心がけます。

また、障害のある人等の権利が守られるよう、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について、本人や家族、支援者などに対し周知と普及を図ります。

主な事業

- 学校における福祉教育や地域での研修・啓発の充実
- 地域社会との交流機会の拡充による、障害のある人に対する村民の理解促進
- 障害者総合支援法等の情報提供や相談体制の強化
- 福祉情報提供体制の充実
- 障害者の権利擁護、福祉サービスの適正な利用等を保証する日常生活自立支援事業や地域移行支援事業、成年後見制度の周知

第5章 第7期障害福祉計画

1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定

1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>○令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>※目標値の設定にあたって、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末の上記2項目の成果目標割合に加えた割合以上を目標値とする。</p>
------	--

本村の方針	<p>○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。</p>
-------	---

本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数	5人	・令和4年度末時点の施設入所者数（A）
令和8年度末時点の施設入所者数	5人	・令和8年度末時点の施設入所者数見込み（B）
【目標】地域生活への移行者数と地域移行割合	0人	・（A）のうち、令和8年度までに地域生活への移行者数見込み（C）
	0%	・地域移行の割合（ $C \div A$ ） ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
【目標】施設入所者の削減数と地域移行割合	0人	・施設入所者数の削減見込み（ $A - B = D$ ）
	0%	・削減の割合（ $D \div A$ ） ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、325.3日以上とすることを基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。 ○令和8年度における精神病床の入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする。
本村の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標は全て群馬県において目標値が設定されていることから、本村においては、以下の活動目標について、本村の実績や実状を加味して取り組んでいきます。

本村における活動目標

項目	現状	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回

3) 地域生活支援の充実

成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。</p> <p>○【新規】各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する方に関する状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
本村の方針	<p>○本村においては、利根沼田広域圏において、多機能拠点事業所と複数の事業所・機関による面的な支援体制を行います。</p>

本村における成果目標

項目	数値等	本村の考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備済み	●利根沼田広域圏において整備し、障害者（児）の重度化や高齢化等「親亡き後」も見据え、障害者（児）の地域生活を支援する機能を整備済み。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築状況	有	●基幹相談支援センターが24時間体制で電話対応し、緊急時には障害者生活支援センター「はーもにー」を一時的な生活の場として利用できる体制を整備済み。
地域生活支援拠点等の運営状況の点検回数	年1回以上	●利根沼田自立支援協議会において、検証及び検討を年1回以上実施する。
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	整備済み	●利根沼田広域圏において、強度行動障害を有する方にも対応できる支援施設を整備済み。

4) 福祉施設から一般就労への移行

成果目標の考え方

国の指針

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。
 - ・そのうち、就労移行支援事業による一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・そのうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
 - ・そのうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
 - ・【新規】一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

本村の方針

- 本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して次頁の通り設定します。

本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度末時点の一般就労移行者数
【目標】令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	・令和8年度末時点に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和3年度実績の1.28倍以上。
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度実績の1.29倍以上
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	・令和3年度実績の1.28倍以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合	0%	・一般就労へ移行した者の割合において5割以上の就労移行支援事業者が全体の5割以上
一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	0人	・令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上
就労定着支援事業所の就労定着率	0%	・就労定着率において7割以上の事業所を全体の25%以上

5) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p> <p>○【新規】地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性あるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行う体制を確保する。</p>
本村の方針	<p>○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。</p>

本村における成果目標

項目	数値等	本村の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	有	●利根沼田広域圏において、基幹相談支援センターが相談支援の機能を担う体制を確保。
令和8年度末の地域づくりに向けた協議会の設置	有	●利根沼田自立支援協議会で行っている月1回の協議会の中で対応。
令和8年度末の地域のサービス基盤の開発・改善	有	●利根沼田自立支援協議会で行っている月1回の協議会の中で対応。

本村における活動指標

項目	現状	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	10回	10回	10回	10回

6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

成果目標の考え方

国の指針

○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

本村の方針

○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。

本村における成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制	●障害福祉サービス等に係る県等が実施する各種研修等への参加を継続。

本村における活動目標

項目	現状	目標
	令和5年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	1回

2. 障害福祉サービス等の見込量と方策

1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人)／月	4人	4人	5人	5人	5人	5人
	延利用時間 (時間)／月	24時間	24時間	32時間	32時間	32時間	32時間
重度訪問介護	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間 (時間)／月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間 (時間)／月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間(時間)／月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間(時間)／月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

【見込量確保の考え方】

訪問系サービスの提供にあたっては、適切なサービスを利用できるよう事業を拡充するとともに、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう、サービス事業者へ働きかけます。

2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障害のある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等、必要な支援を行います。

サービス名	内容
就労継続支援A型	一般就労が困難な 65 歳未満の障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援B型	一般就労していたものの、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害のある人を介助する人が病気等の場合に、障害のある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人)／月	8人	8人	8人	8人	8人	8人
	延利用日数 (人日)／月	176人日	176人日	176人日	176人日	176人日	176人日
うち 重度障害者	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
うち 精神障害者	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労選択支援	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数 (人)／月	1人	2人	2人	1人	1人	1人
	延利用日数 (人日)／月	20人日	40人日	40人日	22人日	22人日	22人日
就労継続支援 A型	利用者数 (人)／月	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数 (人日)／月	22人日	22人日	22人日	22人日	22人日	22人日
就労継続支援 B型	利用者数 (人)／月	8人	7人	7人	8人	8人	8人
	延利用日数 (人日)／月	135人日	130人日	140人日	152人日	152人日	152人日
就労定着支援	利用者数 (人)／月	1人	1人	0人	0人	0人	0人
療養介護	利用者数 (人)／月	2人	2人	2人	2人	2人	2人
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人)／月	1人	1人	2人	4人	4人	4人
	延利用日数 (人日)／月	15人日	15人日	20人日	36人日	36人日	36人日
うち 重度障害者	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 (医療型)	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
うち 重度障害者	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※表中の「重度障害者」とは、強度行動障害や高次機能障害を有する方や、医療的ケアを必要とする方等を指します。(以下同様)

【見込量確保の考え方】

日中活動系サービスの提供にあたっては、各サービスの拡充を事業者に働きかけます。

3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名	内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障害のある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)／月	10人	11人	11人	12人	12人	12人
うち 重度障害者	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
施設入所支援	利用者数(人)／月	5人	5人	5人	5人	5人	5人

【見込量確保の考え方】

居住系サービスの提供にあたっては、居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

4) 相談支援

【サービス概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人)／月	6人	5人	6人	6人	6人	6人
地域移行支援	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち精神障害者	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち精神障害者	利用者数(人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【見込量確保の考え方】

相談支援の提供にあたっては、事業者と調整し、ニーズへの対応に努めます。

5) 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービス概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁(バリア)」を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障害のある人の権利擁護を図ります。

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害、聴覚障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
基幹相談支援センター	設置箇所数(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)/月	0人	0人	0人	1人	1人	1人

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用件数 (件)／年	1件	1件	1件	3件	3件	3件
手話通訳者設置 事業	設置人数 (人)／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日常生活用具給付 等事業							
介護・訓練支援用 具	給付件数 (件)／年	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自立生活支援用 具	給付件数 (件)／年	0件	0件	0件	1件	1件	1件
在宅療養等支援 用具	給付件数 (件)／年	1件	0件	0件	0件	0件	0件
情報・意思疎通支 援用具	給付件数 (件)／年	0件	0件	0件	0件	0件	0件
排泄管理支援用 具	給付件数 (件)／年	159件	137件	150件	150件	150件	150件
居宅生活動作補 助用具	給付件数 (件)／年	0件	0件	0件	0件	0件	0件
手話奉仕員養成 研修事業	講習修了者数 (人)／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
移動支援事業		利用者数 (人)／月	1人	1人	2人	2人	2人
		延利用時間 (時間)／月	9時間	11時間	13時間	18時間	18時間
地域活動 支援セン ター	村内	利用箇所数 (箇所)／年	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人
	村外	利用箇所数 (箇所)／年	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数 (人)／月	1人	1人	1人	2人	2人

【見込量確保の考え方】

地域生活支援事業の必須事業の提供にあたっては、各事業における障害者のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。

(2) 任意事業

【サービス概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等に日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
日中一時支援事業(登録介護者事業・サービスステーション事業)	障害者の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者、県へ登録を行っている24時間対応型サービスステーションに介護を委託することで、障害児者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ります。 介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。
自動車免許取得補助事業	肢体不自由の身体障害者に対し、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
自動車改造補助事業	肢体不自由の身体障害者が運転する自動車を当該障害者が運転しやすいように制御装置(ハンドル、アクセル、ブレーキ等)の改造をする場合、その改造費の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
医療的ケア事業	主治医の指示(意見書)に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設または作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数 (人)／年	0人	0人	0人	1人	1人	1人
日中一時支援事業 (登録介護者事業・サービスステーション事業)	利用者数 (人)／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自動車免許取得補助事業	利用者数 (人)／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自動車改造補助事業	利用件数 (件)／年	0件	1件	0件	1件	1件	1件
医療的ケア事業	利用者数 (人)／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【見込量確保の考え方】

地域生活支援事業の任意事業の提供にあたっては、各事業における障害者のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、働きかけます。

第6章 第3期障害児福祉計画

1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定

1) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
------	--

本村の方針	○本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。
-------	--

本村における成果目標

項目	数値等	本村の考え方
児童発達支援センターの設置数	1箇所	●利根沼田圏域に設置（令和5年10月に開所）。
保育所等訪問支援の実施状況	実施	●利根沼田圏域において各1箇所設置済みのため、継続維持する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各1箇所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置済	●利根沼田圏域において、1名を配置済。

本村における活動目標

項目	現状	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	0人	10人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	2人	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	0人

2. 障害児福祉サービス等の見込量と方策

1) 通所・訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上下肢体幹機能の障害のある児童に、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 (人)／月	2人	1人	4人	4人	4人	4人
	延利用日数 (人日)／月	7人日	4人日	27人日	35人日	35人日	35人日
医療型児童発達支援	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数 (人)／月	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	延利用日数 (人日)／月	63人日	63人日	67人日	67人日	67人日	67人日
保育所等訪問支援	利用者数 (人)／月	1人	2人	3人	3人	3人	3人
	延利用日数 (人日)／月	1人日	2人日	3人日	3人日	3人日	3人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数 (人日)／月	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【見込量確保の考え方】

児童発達支援にあたっては、直近の利用状況を元に延利用日数の増加を見込みました。

2) 相談支援等

【サービス概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	児童福祉サービスを利用する全ての児童を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の確認と計画の見直し(モニタリング)を行います。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター(相談支援専門員等)を配置します。

【実績値・見込量】

サービス名	単位	実績値 (令和5年度は実績見込み)			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数(人)/月	2人	3人	3人	3人	3人	3人
コーディネーターの配置	配置数(人)/年	1人	1人	1人	2人	3人	4人

【見込量確保の考え方】

障害児相談支援にあたっては、障害のある児童が適切なケアや訓練等を受けられるよう、サービス利用計画の利用促進に取り組みます。

コーディネーターの配置については、県が養成研修を行い毎年1名ずつの増員を見込んでおり、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを進めています。

第7章 計画の推進にあたって

1. 計画を推進するネットワークの構築

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。また、計画の内容には、片品村単独で対応できないものも含まれています。

そのため、庁内はもとより、本村における幅広い分野における関係機関との連携を強化するとともに、国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、地域ネットワークの中核に利根沼田自立支援協議会を据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標達成に向け連携していきます。

また、福祉サービス提供においては、地域の障害福祉サービス事業所の存在により、障害者の安定した生活が支えられています。障害福祉サービス等の見込量の確保にあたっては、サービス提供事業所とも連携を密にし、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

2. 計画の推進体制

1) 計画の周知

本計画を推進するためには、村民一人ひとりの協力が重要です。計画の公表は、より多くの村民に周知することや、透明性を確保する上で必要であることから、村のホームページや広報紙への掲載等、周知の徹底に努めます。

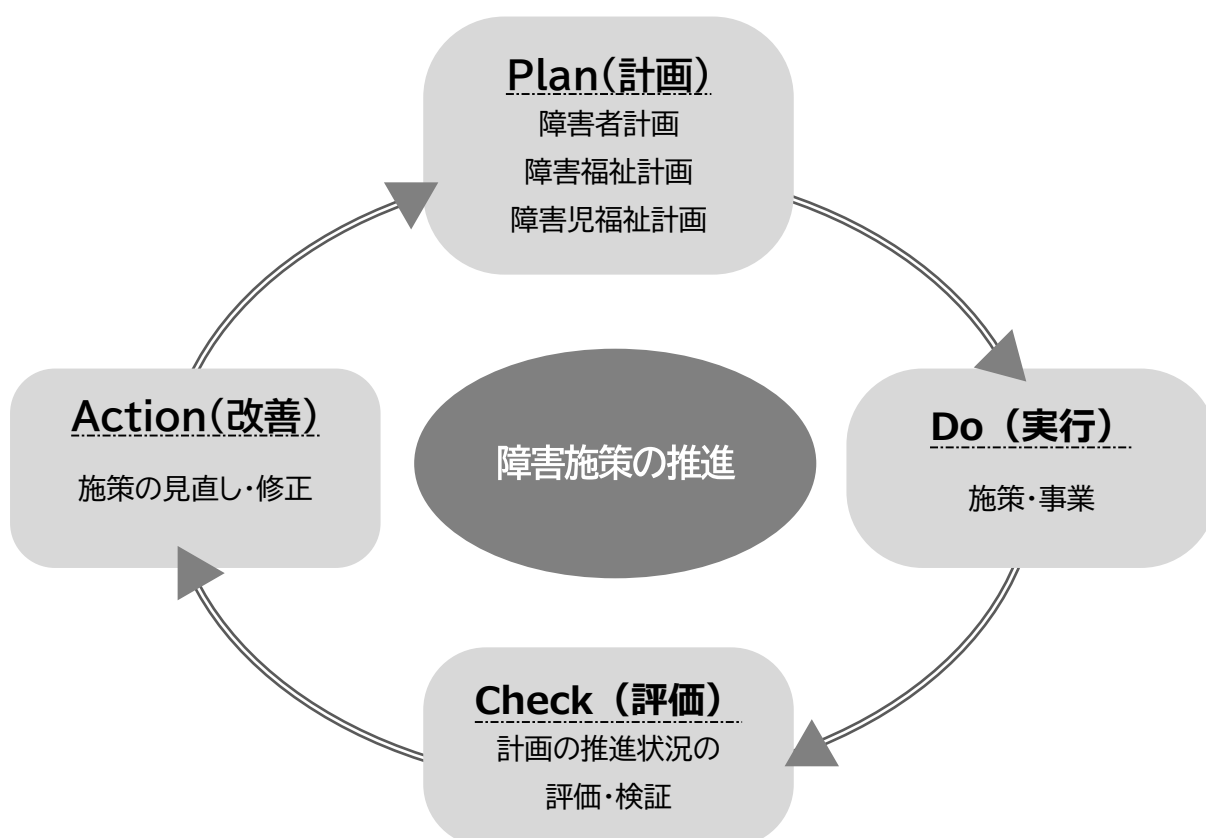
また、福祉サービスの円滑な利用を進めるため、福祉制度の周知や相談窓口のPRを進めます。

2) 計画の進行管理

国の基本指針においては、PDCAサイクルのもとに市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。

障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

また、障害者計画については、施策等を実施する市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の達成状況の点検、評価について、利根沼田自立支援協議会に報告し、次年度以降の施策を展開します。



第1期片品村障害者計画
第7期片品村障害福祉計画
第3期片品村障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月
発行・編集：片品村 保健福祉課
〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967-3
TEL：0278-58-2115
FAX：0278-58-2110
URL：<http://www.vill.katashina.gunma.jp>